

戦争・死刑と国家。そして国家と人民（59）

（Eメールニュース「みやぎの九条」2016年11月1日号収載）

小田中 聡樹

（東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人）

（今号では2016年1月の第二回目として、「戦争法」の具体化過程を追うこととする。）

II 「戦争法」の具体化過程（一）

（1）一月上旬の動き

① 1月4日第190回国会が開会された。

② 1月4日赤旗紙の報ずるところによれば、防衛省が統合幕僚長や陸上幕僚長を「認証官」にいわば「格上げ」しようとする動きがある。2013年5月防衛省人事教育局作成の「防衛省内部書」によると、「国家としてその職責に見合う名誉を付与することが必要」だとして「認証官化」を統合幕僚監部と陸上自衛隊が要求し、また任務拡大に見合う待遇の向上も要求している。

では、認証官化とはいかなる職責にある者になるのかと言えば、その根本は、国務大臣、法律に定めるその他の官吏、大使、公使である（憲法7条5号）。現実には、首相を除く国務大臣、副大臣、内閣官房副長官、特命全権大使、宮内庁長官、最高裁判事などである。もし統幕長や陸幕長が認証官となれば、閣僚や官房副長官などと同格になる。

このことが何を意味するか。日本の政治・軍事構造が、文民統制の及ばない対米従属一辺倒の軍部が「独走」する危険な体制となるだろう。

③ 1月12日、笠井亮議員（共産党）は、防衛省がアフリカ・ジブチ自衛隊基地を米軍支援の一大兵站基地へと強化する研究を

進めていることに対し、参院予算委で、“イラク戦争が過激派ISを生み出した。そして米軍主導の「有志連合」の空爆など軍事作戦の強化は戦争と憎しみの連鎖を生み、事態を悪化させるだけだ”と指摘した。そして笠井議員が、米国から要請があったのかと質問すると、中谷防衛相は、答弁を差し控えたいと事実上答弁を拒否したが、安倍首相は、“本邦から遠く離れた地域で効果的に実施する観点から自衛隊がジブチに有する拠点を一層活用する方策を検討している”と答弁した（1月13日赤旗）。

④ この安倍答弁の実際的意味は、①日本の自衛隊が米国主導の「有志連合」を支援すること、②アメリカからの要請があれば対テロ戦争に参加すること、③そのテロ戦争にジブチ基地を活用すること、である。

⑤ 1月14日、志位和夫共産党委員長は、国会の記者会見で、衆院北海道5区補選（4月）と参院選（5月）での野党間の選挙協力問題について、①野党が候補者を一本化してたたかうことは大事だ。ただ野党はそれぞれの立場があって候補者を立てている。だからその候補者を調整して一本化しようとしたら真剣な協議としっかりした合意が必要だ。協議抜きの本一本化はできない。②参

院選では 32 の一人選挙区があるのだから、全国規模で選挙協力をやろうとしたら中央段階で政党と政党との協議が必要であり、選挙協力の具体的協議もそこでやる。㊦真剣な協議に入れば、双方の政治的合意が問題となる。「国民連合政府」が必要だという考えに変わらないが、これをどう扱っていくのかも含め話し合いをやろうということ、㊧協議の中で一致点を見出していくこと、㊨戦争法廃止、立憲主義回復という政治的大義を確認することが必要であること。㊩政党間協議は先方の決断いかんで進むこと。の 6 点を強調した（1 月 15 日赤旗）。

㊪ いま市民の間には、安倍政権に代わる政権を待望する空気が高まっている。「連合政府構想」がその受け皿になり得るか。私はなり得ると考える。

しかし、条件があるように思う。第一に、野党は、それぞれのエゴイズムを捨てること（利己的な主張をしないこと）、第二に、野党は、市民の考えを十分に理解し、消化すること、第三に、小異を捨てて大同に就くこと、第四に、「大同」とは、戦争法廃棄、平和憲法擁護、民主主義擁護、経済的・社会的格差是正である。

㊫ 1 月 14 日、「衆議院選挙制度に関する調査会」（座長佐々木毅元東大総長）は、大島議長に答申を行った（なお同調査会は 2014 年 6 月に設置され、学者や報道関係者 14 人の委員で構成）（赤旗、河北新報 1 月 15 日）。

その答申の内容は、㊬現行の小選挙区制比例代表並立制を維持する、㊭現行定数は国際比較や過去の経緯から多いと言えず、削減する積極的理由や理論的根拠は見出し難い、㊮削減するのは多くの政党の選挙公

約であり、主権者たる国民との約束である。このことから削減案を求められるとすれば、以下の案が考えられる。㊯衆議院の定数を 10 削減し 465 人とする。㊰小選挙区制の定数は 6 人削減し 289 人とし、比例代表の定数は 4 人削減し 176 人とする。㊱一票の格差を 2 倍未満とする。（1 月 15 日赤旗）。

㊲ つまり現行 475 の定数を 10 削減（小選挙区 6、比例 4）するというものである。

㊳ もともと小選挙区制は、得票率と議席数とに著しい乖離の生じることには過去の例が示している。2014 年の衆院選で、自民党の比例区得票率は、有権者全体の 17%であった。公明、次世代の党と合わせても 25%である。ところが議席総数は 223 議席、75.6%を獲得した。

㊴ この著しい乖離こそ、戦争法成立の元凶なのである。

㊵ 1 月 13 日、防衛省が安全保障委で沖縄県先島諸島に陸上自衛隊のヘリ部隊を配備する検討をしていることが明らかになった。その目的は、島しょ防衛と大規模災害時への対応であり、500 人～600 人規模の警備隊、地对空ミサイル部隊を配備するというものである（1 月 15 日赤旗）。

㊶ この措置は、先島諸島を廻る日中間の領有権争いに対応するものであり、その際の軍事衝突に備えるものであると思われる。

しかし、領有権争いを軍力力を以て対応するのは大規模な軍事衝突や戦争になりかねない、極めて危険で拙劣な瀬戸際のやり方である。領有権争いは、外交力で平和的に解決すべきだからである。

㊷ 1 月 15 日衆院予算委で、片山さつき議員（自民党）が、“外部からの武力攻撃の際

などに首相の権限強化は、緊急事態について憲法秩序を守るため必要なものだ”と述べた。これに対し安倍首相は、“大規模な災害が発生したような緊急時に国民の安全を守るため国家、国民がどのような役割を果たすか、それを憲法にどう位置付けるか、極めて重く大切な課題だ”と答弁した(1月16日赤旗)。

⑭この答弁の意味するのは、安倍首相が改憲条項に緊急事態条項を書き込む意向があることを示したことである。緊急事態条項とは、憲法停止条項であり、人権規定をはじめとする国民の権利・利益を保障する条項の効力停止条項である。そうだとすると、緊急事態条項を憲法に書き込むことは、憲法を廃棄する行為に等しいものである。その意味で、安倍首相が「緊急事態条項」を憲法に書き込むことに肯定的な発言をしたことは、「憲法を廃棄する」と述べたことと同義(同じ意味)なのである。

⑮1月17日、日米政府が明らかにしたところによれば、両政府は、ハリス米太平洋軍司令官が2月中旬に日本訪問に向けて最終調整に入った(1月18日河北新報)。

安倍首相や中谷防衛相と面会する目的は、①核実験を行ったとされる北朝鮮に圧力をかけるため日米同盟を強化すること、②東・南シナ海で活動を活発にしている中国を牽制する狙いである、ことである。

しかし、北朝鮮も中国も隣国である。その隣国が軍事力を強化したことを理由に、日米軍事同盟を強化し、軍事力を強化することによって対応しようとすることは、即ち「武に対し武によって対抗」することである。しかし、必ず武は武を呼び、正常な国際関係を築くことにはならない。「武には平和

外交」を以て対処すべきである。

⑯1月16日(日本時間17日早朝)、イランのザリフ外相と欧州連合(EU)のモグリーニ外交安全保障上級代表がウィーンで共同声明を発表した。

その内容は、核兵器開発疑惑に伴って米欧と国連がイランに科してきた制裁の解除を宣言するものである。制裁解除とは、①イラン産原油や天然ガスの禁輸解除、②イランの海外資産1000億ドルの凍結解除、③核開発に関与したイラン人や企業など400以上をアメリカの制裁リストからの除外、である(1月18日河北新報)。

⑰この動きは、大局的にみれば、世界の大勢が武力による紛争解決よりも平和的手段による解決を求める道を歩み始めたことの何よりの証左である。

⑱1月12日、米海軍横須賀基地への昨年一年間の原子力艦船の寄港が18回、延べ日数で299日であることが横須賀基地対策課のまとめで判明した。特に原子力潜水艦の寄港が増加し、15回に及んだ。寄港回数に加え、10日間を超える原潜寄港が4回であった。このうち2月26日～3月3日の6日間に原潜ルイビル、パサデナ、原子力空母ジョージ・ワシントンの三隻が、また12月23日～29日の7日間は原潜テキサスとシャーロット、原子力空母ロナルド・レーガンの三隻が同時に寄港した。

米軍は、横須賀基地を原潜の作戦基地としているのである。

では何故寄港回数が増加したのか。①西大西洋の作戦行動中の乗員の休養や補給のため、②米艦隊を中国や北朝鮮のディーゼル電気推進潜水艦を探知、監視、攻撃するため、③日本の海上自衛隊との連携強化のため、

めである（1月17日赤旗）。

このように、横須賀基地は、今やアメリカ海軍のための基地と化しているのである。

⑱同じような動きが佐世保にもある。1月19日、仁比聡平議員（共産党）は、参院予算委で、米海軍と海上自衛隊の基地が集中する佐世保の埴辺地区では、すでに自衛隊の水陸両用部隊の駐屯地やヘリ空母が係留可能な岸壁を有する自衛隊の新基地建設計画が進められていることを告発し、“米海軍や米海兵隊と同じように、水陸両用部隊が海で訓練し、オスプレイも着艦できるヘリ空母で出撃する陸海一体の新たな基地をなぜつくるのか”と質問した。これに対し中谷防衛相は、“島嶼部に対する攻撃の対応に万全を期すために水陸両用作戦能力の着実な整備が必要だ”と答弁した（1月20日赤旗）。

⑳しかし、この答弁はごまかしである。なぜなら、第一に水陸両用部隊とはアメリカという海兵隊であり、他国攻撃の先兵となる“なぐり込み部隊”であり、攻撃的なものである。第二に、戦争法が成立した現在、日米共同で海外に派兵し、他国とりわけアジアや中東で攻撃を行うことが可能になったことより“なぐり込み部隊”が必要になったことである。

㉑同種の動きとして、自衛隊機オスプレイの佐賀空港配備の動きがある。1月19日、参院予算委で仁比聡平議員は、佐賀空港の軍事利用を否定した県と地元との「協定」を示し、自衛隊オスプレイの同空港配備をやめるよう要求した。

これに対し、安倍首相は、“現時点で地元の了解は得られていない”と答弁した（1月20日赤旗）。

これは政治的答弁である。「現時点では」

ということは、近い将来に住民を切り崩し、買収し、佐賀空港を軍民共用の空港とするであろうからである。

㉒改憲勢力も各種の手段により、改憲運動を行っている。その一つとして愛媛銀行の例をみることにする。

昨年（2015年）4月28日、「美しい日本の憲法をつくる愛媛県民の会」が日本会議愛媛県本部、中山紘治郎会長（愛媛銀行会長）が中心となって設立された。この「県民の会」は、新憲法制定を主張する日本会議、神道政治連盟など右翼的改憲派を結集して作られた「美しい日本の憲法をつくる国民の会」（2014年10月発足、共同代表は桜井よし子氏）が各都道府県レベルで作った会の一つである。その設立総会で桜井よし子氏が講演した。その内容は「ひめぎんインフォメーション」によれば次の通りである（1月19日赤旗）。

“桜井先生は、講演の中で、日米安保改定（注：60年安保改定）で日米関係を対等なものに近づけようと命をかけた岸信介首相のエピソードを紹介し、その上で「安倍晋三総理がその孫にあたる。今が憲法改正のチャンスである。憲法を変えることにより日本が日本に立ち戻る。私達の手で日本の価値観を貫いた美しい日本の形にして子孫に残そうではありませんか。みんなで一緒に頑張って参りましょう。署名運動はその誓いの意味もあります。是非憲法改正の賛同の署名を”と述べた。

㉓この動きは次のことを示している。①憲法改悪のための擬似的な草の根運動の展開が始まっていること、②財界人や右翼団体がその主体となっていること、③その広告塔（例えば桜井よし子氏）の頭脳が庶民離

れた観念的な右翼的思考の持ち主であることである。

(2) 1月22日、衆参本会議で安倍首相は施政方針演説を行った(1月23日赤旗)。

その内容は、5項目からなるものである。

①第一の「はじめに」は、TPPを結ぶこと。

②第二は、地方創生である。

③第三は、一億総活躍である。

④第四は、地球儀を俯瞰する外交と「希望の同盟」である。

⑤第五は、「おわりに」である。

(3) ではその内容の特徴は何か。

①第一に、美辞麗句が多いことである。つまり現実から目をそむけ、虚ろな言葉の羅列である。その典型は、TPPにより、農業や中小企業にビジネスチャンスが生じることや、被災地の復興が本格的に進展する、としていることである。

しかし、第一に現実には、後に述べるようにTPPにより農・林・漁業、中小企業は経営の危機に直面し、衰退することは必至である。被災地の復興も遅々として進んでいないのが現実である。

②第二に「一億総活躍」への挑戦とは何を意味するか。安倍首相のいうその内容とは、労働時間に画一的枠をはめ、フレックスタイム制度の拡充、長時間労働の抑制、同一労働・同一賃金、在宅介護の負担軽減、希望出生率1.8、幼児教育無償化、高校生への奨学金の拡充、企業収益の拡大を賃金上昇に連げる、などである。

しかし、その何れもが現実を無視した空論である。現実の労働者は長時間労働を余儀なくされ、フレックスタイム制度で労働時間がバラバラにされ(団結を阻害される

ことである)、同一労働・同一賃金で労働者は低賃金に陥り、在宅介護を押しつけられ、企業収益は株の売買に使われ、賃金には還元されていないのが現実である。

③第三に「希望の同盟」についてである。

その主な内容は、①普遍的価値で結ばれた日米同盟、世界第一位と第三位の経済大国による日米同盟は、世界平和と繁栄のため行動する「希望の同盟」であること、②沖縄基地負担を軽減すること、③黙々と汗を流す自衛隊が「積極的平和主義」の旗の下、これ迄以上に国際平和に力を尽くすこと、④国際社会と共にテロとのたたかいを進めること、である。

(4) しかし、①第一に、普遍的価値とは、平和、自由、人権、福祉、平等である。この普遍的価値抜きの「普遍的価値」や「希望の同盟」なるものは、軍事大国たる日米の軍事同盟により世界を軍事的、経済的に制覇することの隠れ蓑なのである。

②第二に、沖縄基地の負担軽減なるものは、沖縄に基地を押し付けるユーフェニズム(婉曲名辞)すなわち言い換えなのである。いや、むしろごまかしなのである。

③自衛隊が災害時に黙々と汗を流すのは副次的作業であり、自衛隊の本来の任務は、戦争をすることである。むしろ災害復興は、一般市民がボランティアの協力により行われているのが現実である。

④テロとの闘いにとって最も重要なことは、国内的にも国際的にも不満分子を生じさせないための内政的努力、外交的努力を地道に行うことである。逆に武力鎮圧はテロの温床を育てるのである。

④結論として、安倍首相の「武力こそ平和の保障」という考え方は、逆立ちした時代錯

誤の最たるものである。

Ⅲ 「戦争法」の具体化過程（二）

（1）1月27日、志位和夫共産党委員長は代表質問で、大要次のように述べた（赤旗1月28日）。

①甘利経済担当大臣の金銭疑惑について安倍首相に真相解明責任があること。

②戦争法が自衛隊の海外での武力行使の仕組みが盛り込まれていること違憲立法であり、「集団的自衛権を行使できない」という従来の政府の憲法解釈を一内閣の判断で180度覆すという立憲主義の破壊をしていること。

③南スーダンに派兵されている自衛隊の任務遂行のため武器を使用させることをするつもりか。南スーダンが内戦に陥っており、PKO参加五原則が崩壊し、自衛隊派兵の法的前提がなくなっているのではないか。

④過激派組織ISに対して、アメリカを始めとする「有志連合」がおこなっている軍事作戦に、アメリカが日本に支援要請をした場合にそれを拒否できるか。

⑤戦争法を強行したことによって立憲主義が破壊されるという深刻な事態に陥っていること。沖縄に対して行っている暴政（例えば、代執行訴訟を提起したこと）は、憲法、法の支配を無視する悪政そのものではないか。

⑥アベノミクスにより、大企業は史上最高の利益を得た（内部留保は3年間で38兆円も増え、初めて300兆円を突破した）。一方で、国民の暮らしは正社員の一人減少、増えたのは非正規労働者、労働者の実質賃金はこの三年間でマイナス5%、「大企業をもうけさせればその恩恵がいずれ庶民の暮

らしに回る」という古い「トリクルダウン」の考えに立つ「アベノミクス」の破綻は明らかであること。

⑦貧困大国からの脱却を政策目標にすべきであること。そのため、消費税10%増税は中止すること。社会保障費の削減から充実へ転換すべきこと。

⑧TPP交渉から撤退し、日本の経済主権を回復すべきこと。

⑨緊急事態条項を憲法に明記することが必要か。

以上が志位質問の概要である。

（2）では安倍首相はこの質問にどう答えたか（前掲赤旗）。

①「戦争法」は現行憲法のもと、適切に制定されたものであり、廃止する考えは全くない。

②南スーダン PKO 活動区域において武力紛争が発生しているとは考えておらず、PKO

の参加五原則は維持されている。

③アフガニスタン及びイラクでのアメリカ等の武力行使はいずれも国際法上正当化されると考えている。

④辺野古・普天間基地の移設は、アメリカ軍の抑止力を維持し、普天間の一日も早い全面返還を現実のものとするためには移設を着実に進める必要がある。

⑤アベノミクスは、正規雇用をプラスに転じ、企業は高収益を上げ、賃金と税収が増加し、デフレ脱却を目指す。

⑥来年（2017年）4月の消費税の10%引き上げは、確実に実施する。

⑦同一労働・同一賃金に踏み込む。

⑧率先して動き、TPP協定を早期に発効させる。

⑨緊急事態条項は重大な課題である。

以上が安倍首相の答弁の要旨である。

(3) このような答弁の特徴は何か。

①強弁であること。その例は、戦争法は現行憲法の下で作られたので廃止するつもりはないという部分に、安倍首相の憲法観が如実に示されている。そもそも戦争法は採決の存在自体が疑わしく、かつ効力にも重大な疑問がある、と考えられている。にも拘わらず、廃止するつもりはないというのは、強弁以外の何者でもないのである。

②第二の特徴は、現実無視である。この特徴は、前述②の南スーダンに武力紛争は発生しているとは考えない、という部分に示されている。南スーダンは今や内戦同様の状況にあることを無視し、自衛隊派遣を行っているのである。

③第三の特徴は、アメリカ一辺倒であることである。その例は、前述③の例、つまりアフガニスタン、イラクでのアメリカの武力行使を正当だとしていることに現れている。

④第四に、辺野古・普天間基地移設についてもアメリカ軍の抑止力を維持するためとして、肯定している部分に示されている。

⑤ 第五に、経済政策が大企業寄りで国民の生活上の利益無視のものであることである。その好例は、前述⑤⑥⑦に滲み出ている。アベノミクスは大企業を富ませるが、中小企業、農漁民、市民を貧困に追いやっているのである。

⑥第六に、ごまかしである。その好例は、緊急事態条項新設について明言を避けてい

ることである。安倍首相の念願は、緊急事態条項の設置、これこそが憲法改悪の目的である。にも拘わらず、“個々の内容について政府としての答弁は差し控える”と答弁したことである。

⑦総体として安倍答弁は、一方的で独善的で虚偽と矛盾の固まりである。

(4) ①1月29日、文部科学省は、学校現場向けの「Q&A集」を作成していた(1月30日河北新報)。

質問は計20問である。その中に「生徒からデモ参加の打ち合わせのため休日に空き教室を使いたいと申し入れがあった場合、許可するのが適切か」との問いには、「打ち合わせは通常は政治活動に該当し、使用の可否は「管理規則に沿って判断」として回答している。休日や放課後に校外で行う政治活動や選挙運動は容認すると回答している。

「届け出制とすることができるか」との問いには「必要かつ合理的な範囲内の制約となるよう適切に判断すること」とした上で、「個人的な政治的信条の是非を問うようなものにならないようにすること」と回答。また「公選法に違反していると考えられる生徒を停学や退学などの懲戒処分の対象にしているか」との問いには、あらかじめ基準を生徒や保護者に周知することなので「可能と考えられる」と回答。「投票日当日に学校行事がある場合、投票を理由に、公欠を認めるか」との問いには、投票を理由を「期日前投票、不在投票といった制度を活用し投票することが適切」と答えている。

(5) ①右のような「Q&A集」の現実的意味は何か。校則＝管理規則で校内外の生徒の政治活動を殆んど禁止したことである。一方で選挙権を与え、他方でその政治活動

を懲戒処分で禁止するという安倍政権特有の二枚舌的なやり口である。

②しかし、高校生が黙従するであろうか。これ迄にシールズの活動をみてきたが、青年の政治意識は極めて高く、校則黙従に甘んじないであろう。

その例として、1月30日、京都で活動する高校生グループ「SCHOOL OF DEMOCRACY (スクール・オブ・デモクラシー)」が戦争法廃止を求めてデモ行進を京都で行い、200人が参加した。京都、大阪、滋賀、岡山、東京から集まり、「安保法制は憲法違反」「ウチらの未来に戦争いらへん」、野党共闘、緊急事態条項創設反対、高校生の政治活動制限への疑問をぶつけるデモ行進を行ったのである(1月31日赤旗)。

(6) ①1月20日から同月22日にかけて、米空軍の最新鋭ステルス戦闘機 F22、14機が横田基地に飛来。25日には F16 戦闘機 6機が飛来。25日以降にも F22 が嘉

手納基地に飛来。27日には F16 戦闘機 12機が飛来。沖縄防衛局によれば、両機は合計 25機で、2月末迄「即応練習」を行うとのことである。

そして、1月30日現在、嘉手納基地には F22, F16 に加え、米海兵隊岩国基地(山口県)から FA 戦闘攻撃機 AV8B 垂直陸着陸機が飛来。

防衛相は、2月7日から同月28日まで、負担軽減のため F15 など嘉手納の常駐機約 20機の訓練をグアムに移転すると発表した。

②嘉手納基地周辺はすさまじい爆音に苦しんでおり、嘉手納町は、1月29日抗議文を沖縄防衛局に提出し、騒音防止協定を守れない外来機の撤退を要求した(1月31日赤旗)。

そこで、論点を沖縄問題に移すことにする。